

横須賀市再編関連特別事業基金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）第1条に規定する再編関連特別事業基金（以下「基金」という。）の積立て及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

(充当対象事業)

第2条 基金の充当事業の内容については、次のとおりとする。

- (1) 教育環境改善事業 市立学校の教育環境を改善させる機器等を整備し、及び当該機器等の適正な運用管理を行うことにより、学習効率の向上を図る。
- (2) (仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 学校給食センターの適正な維持管理及び運営を行い、市立学校の児童生徒に学校給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進及び学校における食育の推進を図る。

(積立て)

第3条 基金の積立ては、前条に掲げる事業ごとに行うこととし、その額は、予算で定める額とする。

(処分)

第4条 基金は、前条の規定により積み立てた事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は財務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。